

岩手県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、平成31年4月2日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成31年4月19日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
小原正好後援会（地方自治研究会）	及川 正夫	伊藤 俊豪	胆沢郡金ヶ崎町西根古寺128番地2
若柳良明後援会	高橋 則子	青山 博英	花巻市大迫町亀ヶ森第27地割51番地
地域政党くじ	宮古 邦彦	宮古 清子	久慈市十八日町二丁目16番地
農と輝の大地を創る会	遠藤 啓介	田村 信也	八幡平市平館第18地割28番地1
角掛邦彦後援会	松村 優	角掛 徳松	滝沢市一本木214番地 角掛邦彦宅
山崎まさや後援会	二本松 誠	傅野 武彦	釜石市鶴住居町第29地割16番地48
三井俊介新風隊	三井 俊介	岡田 勝太	陸前高田市広田町字久保230番地5